

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

- (1) 人件費のうち退職金については、成果進行型基準<独立行政法人会計基準注57の第2項(1)>を採用しております。
- (2) 一般管理費の一部については、期間進行型基準<同基準注57の第2項(2)>を採用しております。
- (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行型基準<同基準注57の第2項(3)>を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

- (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」を基本としております。
また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に1.650%を適用して計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準等)

当事業年度より、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解(「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」(独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 平成17年6月29日))を適用しております。

これによる当期の損益への影響はありません。資本剰余金は690千円減少しております。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

翌年度以降に支払を予定している債務負担行為額は 7,238,845 円であります。

重 要 な 後 発 事 象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は459,280,134円です。

(2) 減損の認識

① 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途	… 通信設備
種 類	… 電話加入権
場 所	… 広島県東広島市
帳簿価額	… 720,000円

② 減損の認識に至った経緯

電話加入権については、市場価格が著しく下落しており、回復の見込みがあると認められないため、減損を認識しております。

③ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用 途	… 通信設備
種 類	… 電話加入権
損益計算書に計上した金額	… 0円
損益計算書に計上していない金額	… 690,000円

④ 回収可能サービス価額

電話加入権については正味売却可能価額により測定しており、正味売却価額は市場価格の調査にもとづいて算定しております。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	274,346,214 円
<u>資金期末残高</u>	<u>274,346,214 円</u>

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首: $9,833,084,980 - 2,326,755,427 = 7,506,329,553$

期末: $9,833,084,980 - 2,573,135,365 = 7,259,949,615$

(期首+期末) $\times 1/2 = 7,383,139,584$

$7,383,139,584 \times 1.650\% = 121,821,803$